

（一社）日本鑄造協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月3日

一般社団法人 日本鑄造協会

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和4年11月1日～11月22日
- ・ 調査企業：日本鑄造協会の会員企業 474社を対象
- ・ 回答企業：144社（前年度143社）
- ・ 回答率：30.4%（前年度29.7%）

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

✓価格決定の協議は97.9%の販売先で応じており、浸透。しかし、労務費変動に対し考慮されているは28.9%にとどまる。また、原価低減要請では振興基準に記載された望ましくない原価低減要請が18.2%でみられた。

✓コスト全般で価格反映できた（一部を含む）割合は、91.7%。中身では原材料価格（97.2%）、エネルギー（76.3%）、労務費（31.9%）の順となっている。

特に労務費は「全く反映されない」が33.3%を占め、停滞。また、電力料金等高騰を踏まえると引き続きエネルギー価格の転嫁の推進は必須。

✓発注側の型管理費用負担のルールが整備されている（整備中含む）割合は60.9%（昨年比4.5ポイント減）、整備されていない39.1%と足踏みしているが、「型管理の課題はない」の割合は11.0%（昨年比4.2ポイント増）に上昇。

✓発注側の返却や廃棄ルールが整備されている（整備中含む）割合は59.7%（昨年比18.6ポイント減）。型の保管義務期間のルールが整備されている（整備中含む）の割合は56.9%（昨年比0.7ポイント増）といずれも改善進まず。

✓下請代金の支払について、全て現金払いが31.5%（昨年比20.9ポイント増）、手形等のサイトは60日以内は14.1%（昨年比5.9ポイント増）にとどまる一方、120日以内（超を含む）の長期サイトの取引は50.4%（昨年比21.7ポイント減）存在している。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

- ・価格決定における販売先との協議については、97.9%の販売先が協議に応じている。なお、昨年度は同質問（選択肢は異なる）について、実施済28.9%、一部実施46.3%、未実施24.8%であった。
- ・コスト上昇分の取引価格の見直し協議の申し入れについては、全体の93.7%が申し入れを行い、89.5%が協議を行っており、協議できなかったのは4.2%にとどまった。
- ・価格決定の協議については、応じてくれない（未実施）の企業の割合は昨年比去年に比べ大きく改善した。単純比較はできないが、昨年度に比べ取引価格の見直し協議には応じてもらえるようになりつつある。

①最大の販売先との2022年度の価格決定における協議について（図1）

②2021年11月以降、コスト上昇分の取引価格の見直しについて、販売先への協議申し入れについて（図2）

図1 価格決定における販売先との協議について（n = 142）

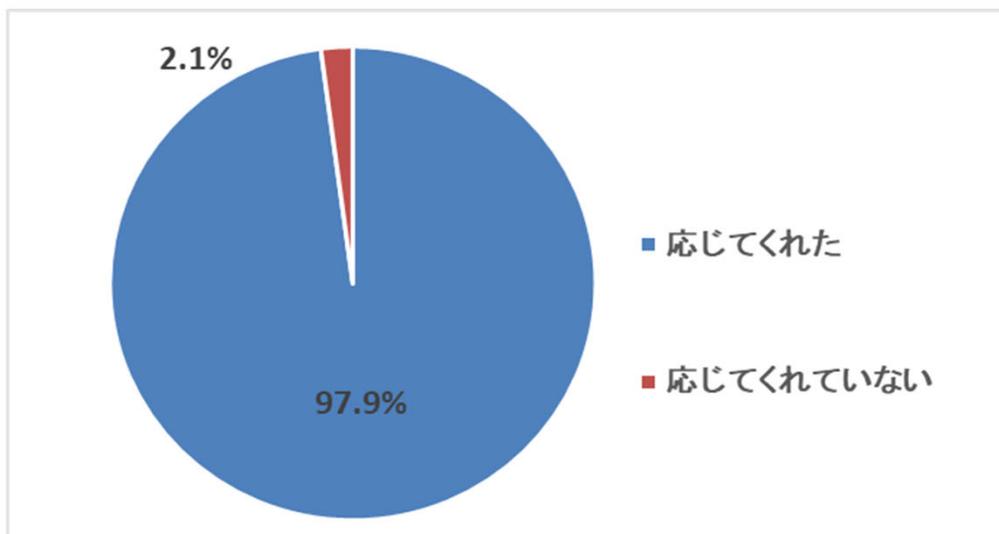
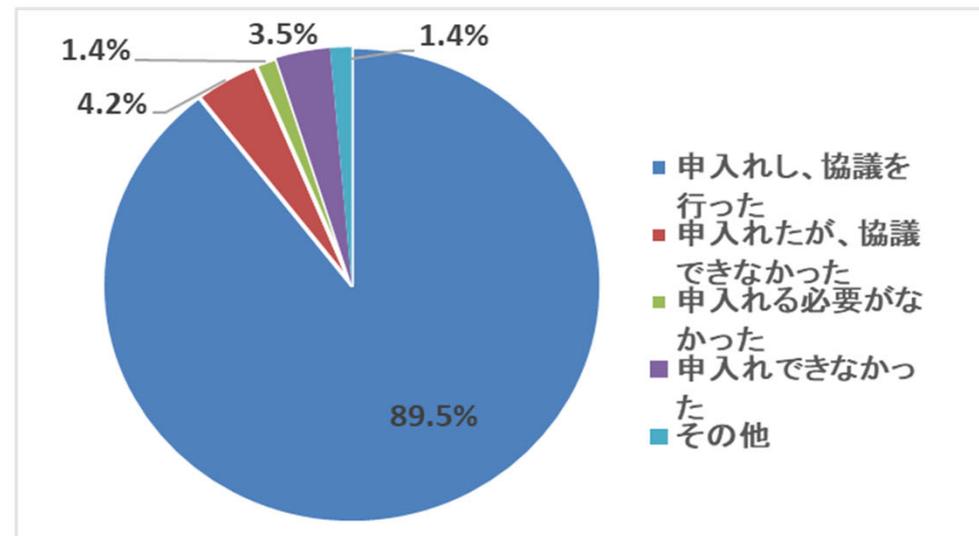


図2 コスト上昇分の取引価格の見直し協議の申し入れについて（n = 143）



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

- ・ 労務費変動に対する考慮は、考慮されている28.9%、されていないが71.1%となった。また、労務費上昇に伴う見直し協議の要請について聞いた昨年度調査では、実施済13.4%、実施中50.7%、未実施35.9%だった。
- ・ 経済合理性や十分な手続きを欠く原価低減要請の有無では、あり18.2%、なしが81.8%となった。設問が若干異なるが、（望ましくない要請かどうか限定しない）原価低減要請について、昨年度は要請あり44.8%、要請なし53.1%、要請を行う取引なし2.1%だった。（参考1）
- ・ 労務費の変動には十分考慮してもらえていない状況が浮かびあがった。また、望ましくない原価要請は5社に1社となったが、原価要請自体はもっと多くの企業が受けていると推測される。

①2022年度の価格決定における労務費変動（最低賃金の引き上げ、人手不足、外的要因等）について（発注企業側）の考慮について（図3）

②2021年11月以降に経済合理性や十分な手続きを欠く原価低減要請が行われたかどうかについて（図4）

図3 労務費変動状況に対する考慮について（n = 142）

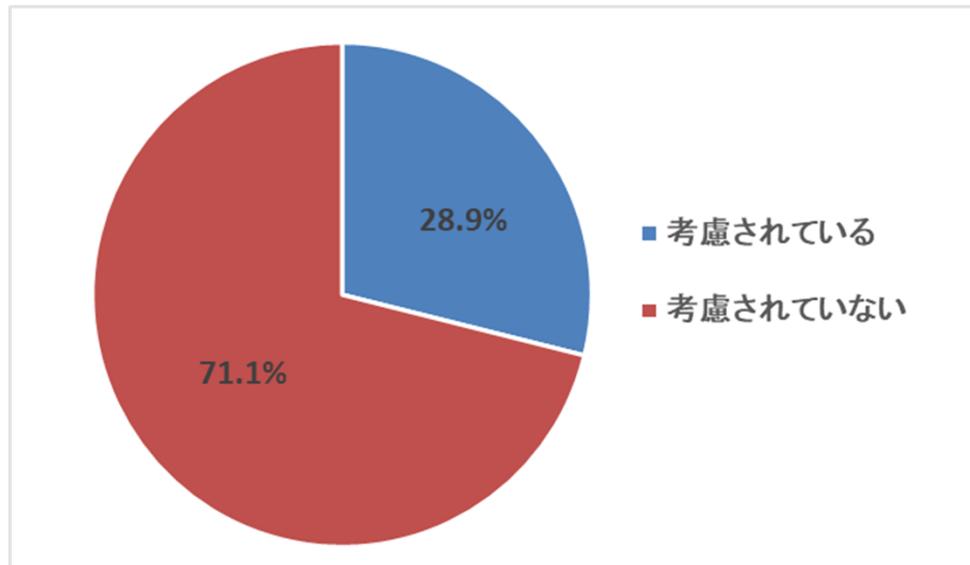
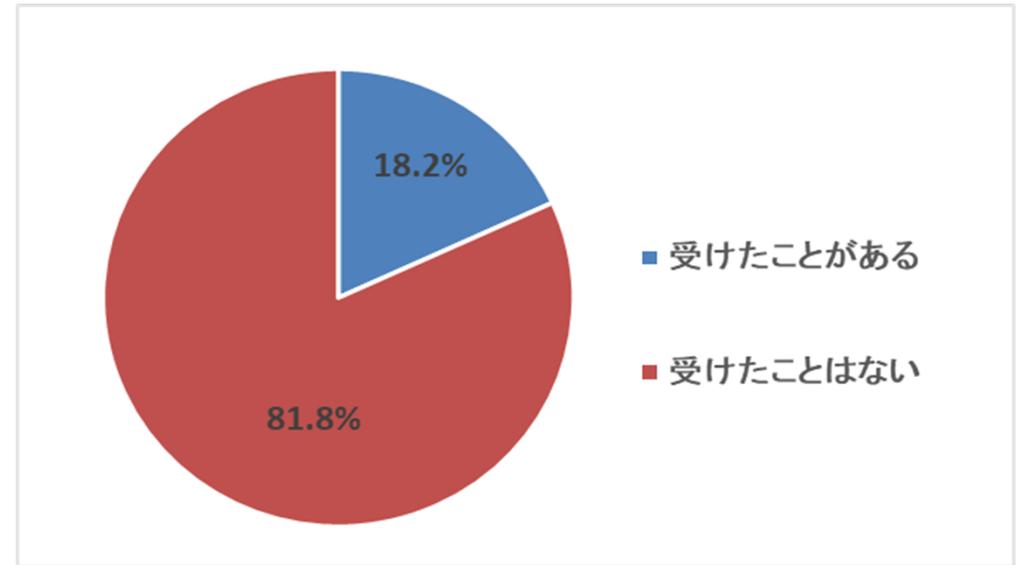


図4 合理性や手続きを欠く原価低減要請について（n = 143）



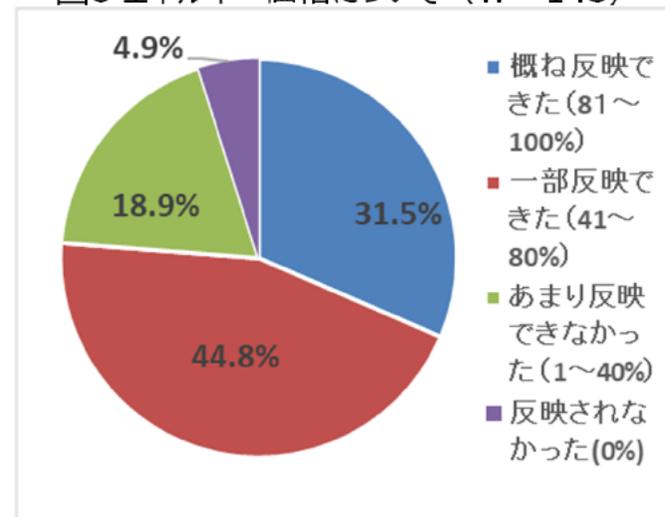
3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

- ・コスト全般で「概ね反映＋一部反映」で91.7%となった。具体的には原材料価格（97.2%）＞エネルギー価格（76.3%）＞労務費（31.9%）の順で反映されている。
- ・特に労務費は「概ね反映＋一部反映」でも3割強に過ぎず、逆に「反映されなかった」が33.3%と3社に1社の割合を占める。同割合は2018年度より3割程度で推移しており、労務費の価格反映は厳しい状況が続いている。（参考2）また、今後更なる電力価格上昇が見込まれ、引き続きエネルギー価格の価格への反映を推進していく必要がある。

図8 エネルギー価格について（n = 143）



- ・2022年度単価決定における各変動コストの反映状況について（図5～8）

図5 コスト全般について（n = 143）

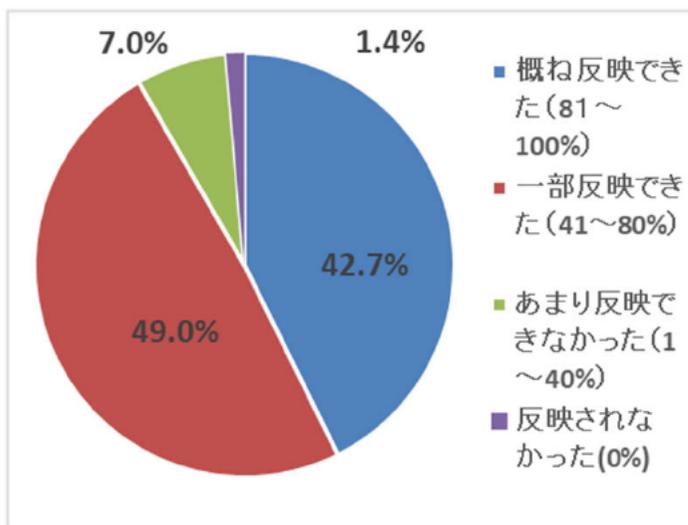


図6 労務費について（n = 144）

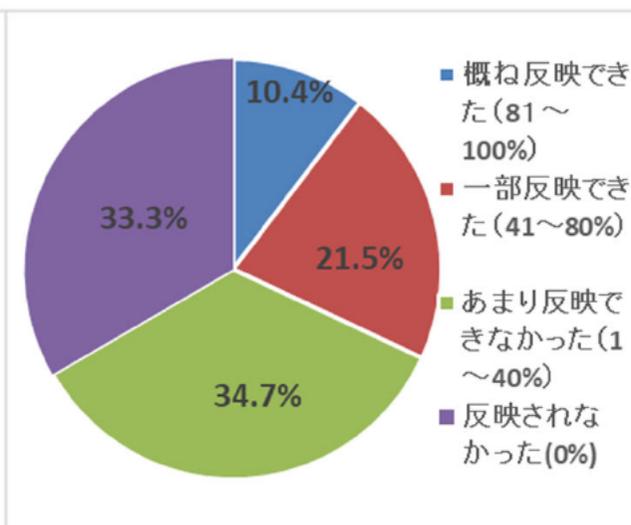
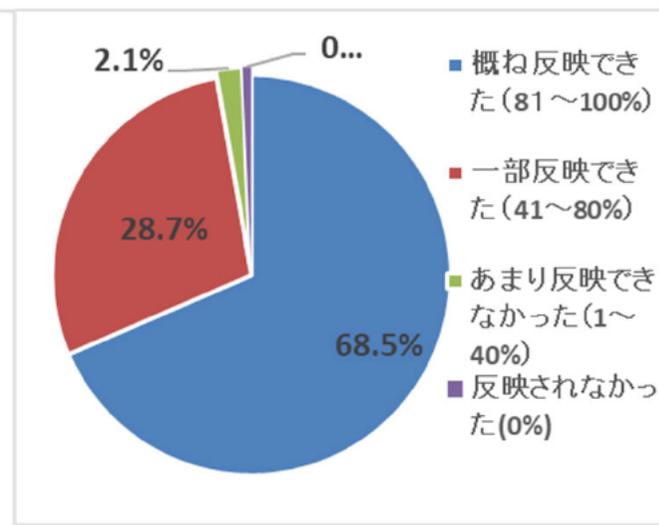


図7 原材料価格について（n = 143）



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②型取引

【分析結果・今後の課題】

- ・型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の必要な費用負担のルールが整備されている、または整備中の割合60.9%、整備されていない39.1%と回答。また、1年前と比較した型管理に関する課題改善状況は、「概ね改善＋一部改善」で44.1%となっている。
- ・昨年度の費用負担ルールの整備に関する質問では、（選択肢が異なるものの）実施済＋実施中の割合は65.4%で、これまで少しずつ増加してきた同割合は今年度後退した。ただ、「整備」と「実施済」のみの比較ではその割合は今回増加している。（参考3）
- ・昨年度の型管理の課題の改善状況の質問では、（選択肢が異なるものの）「改善＋やや改善」で59.6%となっており、こちらも改善状況が足踏みとなった。ただ、課題はないとする割合は昨年度の6.8%→11.0%と上昇している。
- ・型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の費用負担のルールやマニュアルの整備状況及び型管理の課題の改善状況について（図9、図10）

図9 必要な費用の負担のルールの整備について（n = 136）

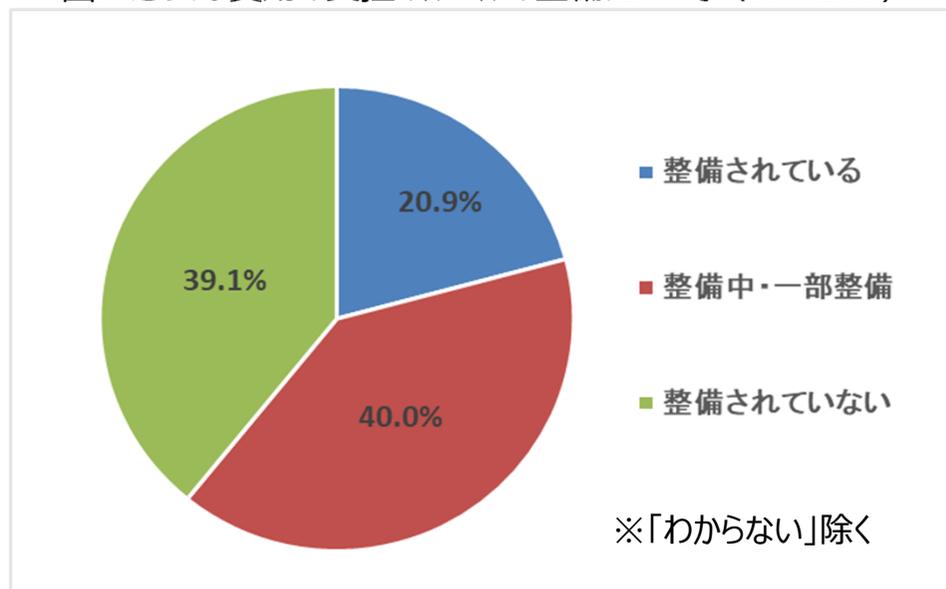
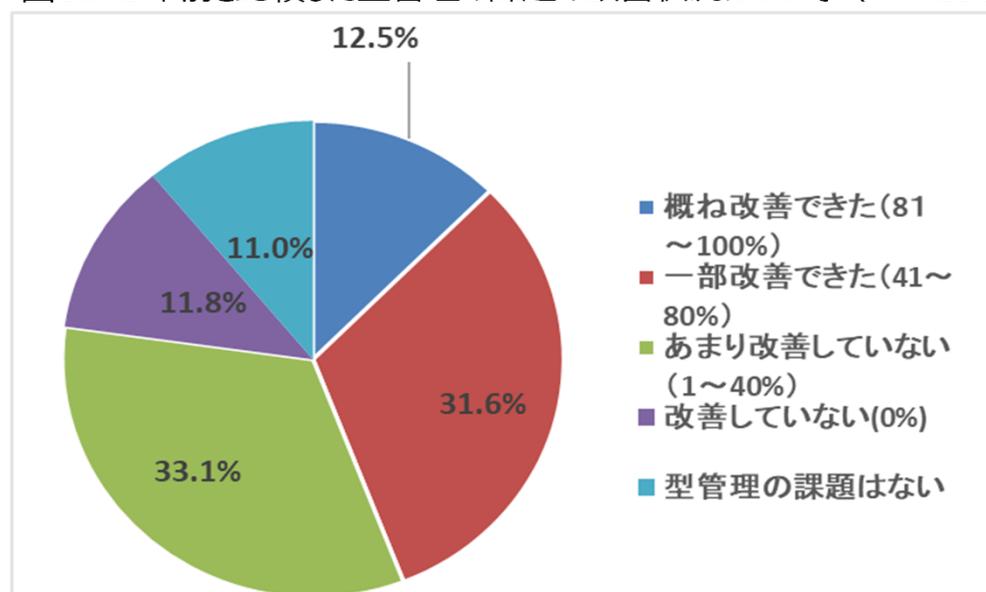


図10 1年前と比較した型管理の課題の改善状況について（n = 136）



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②型取引

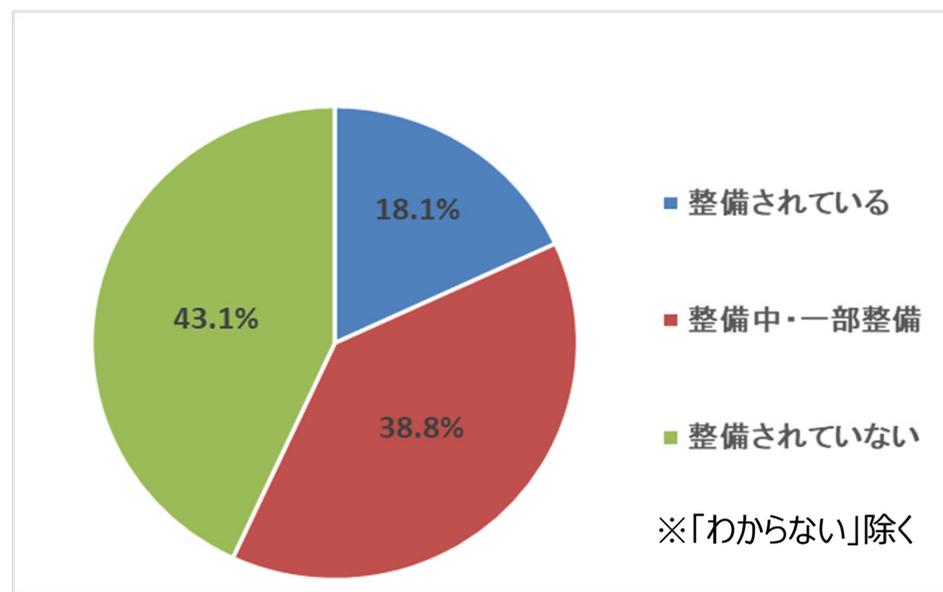
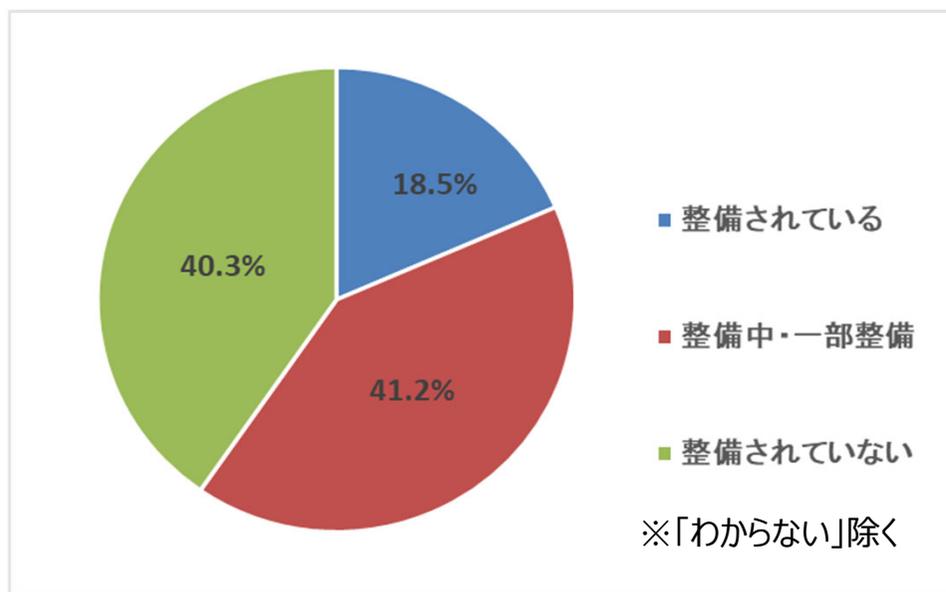
【分析結果・今後の課題】

- ・型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の型の返却や廃棄の基準のルールが整備されている、または整備中の割合は59.7%、整備されていない40.3%となっている。また、型の保管義務期間のルールは、整備されている、または整備中の割合が56.9%、整備されていない43.1%となっている。
- ・発注側の型の返却や廃棄の基準のルール整備について、昨年度調査では（選択肢は異なるものの）実施済+実施中の割合が78.3%となっており、費用負担と同様、これまで増加してきた同割合は大きく後退した。しかし、「整備」と「実施済」のみの比較では、今年度も増加している。（参考4）
- ・また、同じく型の保管義務期間に関するルールについて、（選択肢は異なるものの）昨年度の実施済+実施中の割合は56.2%、整備されていないが43.2%で、今年度と大きな変化は見られない。

・型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の廃棄・返却基準や保管義務期間のルールやマニュアル整備状況について（図11、図12）

図11 型の返却や廃棄の基準について（n = 134）

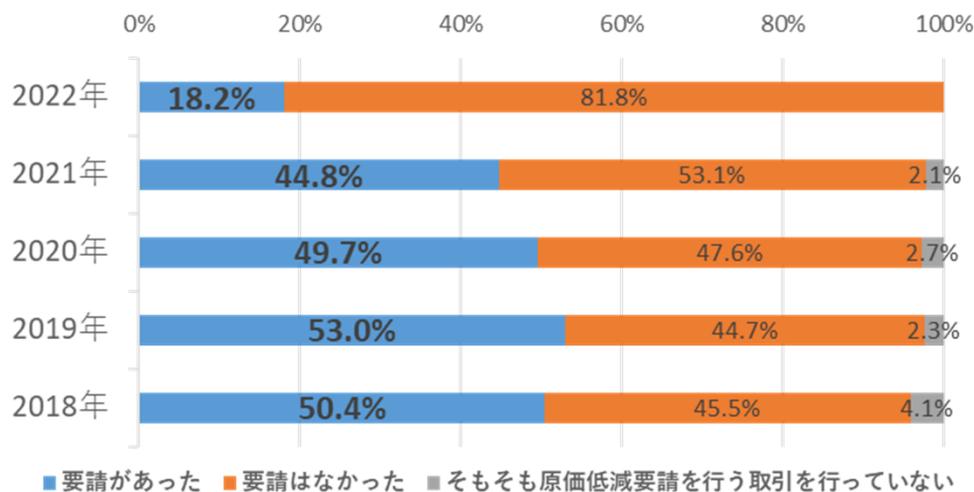
図12 型の保管義務期間について（n = 133）



【参考】 改善状況過去推移

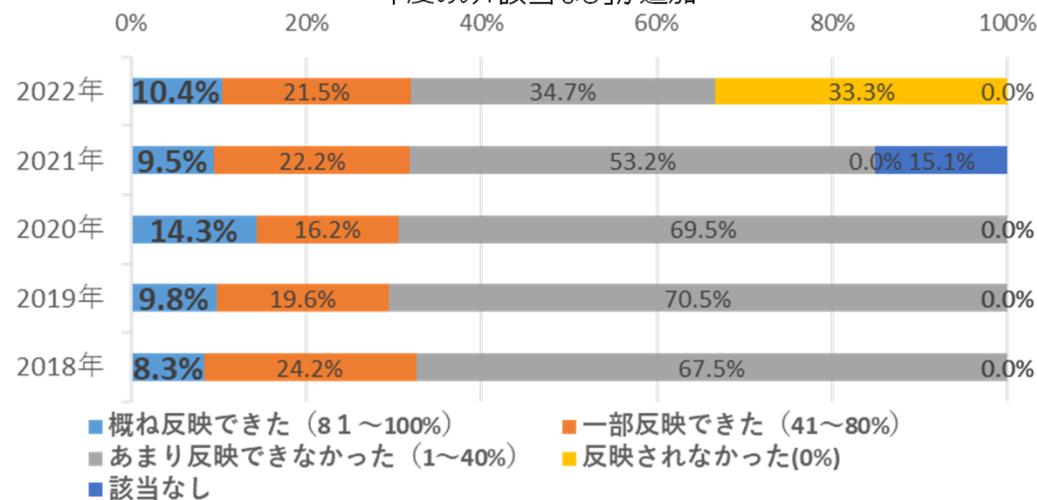
参考1 原価低減要請について

※2022年度は合理性や手続きを欠く要請のみ



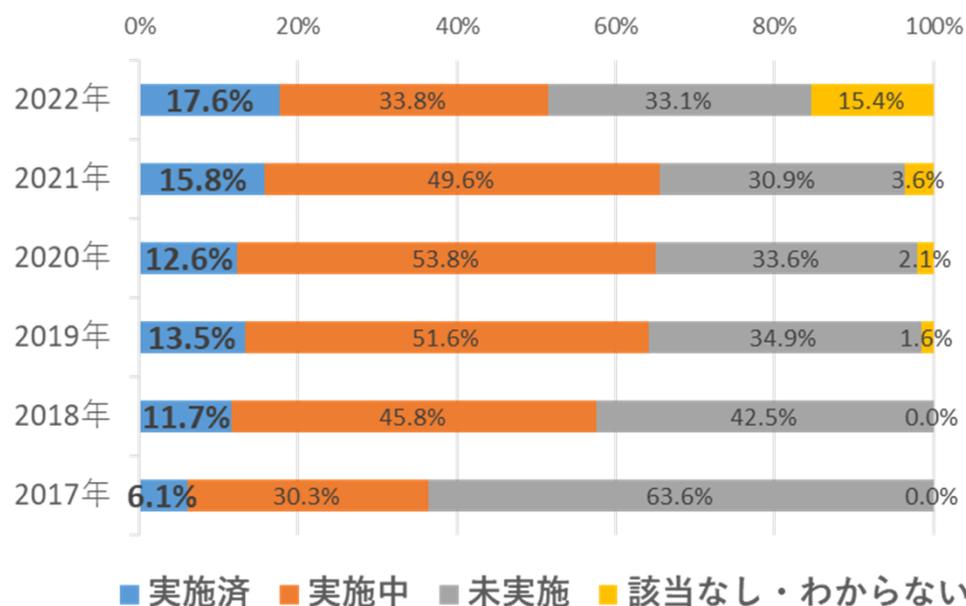
参考2 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動について

※2021年度まで「あまり反映されなかった」は0%も含む※2021年度のみ「該当なし」が追加



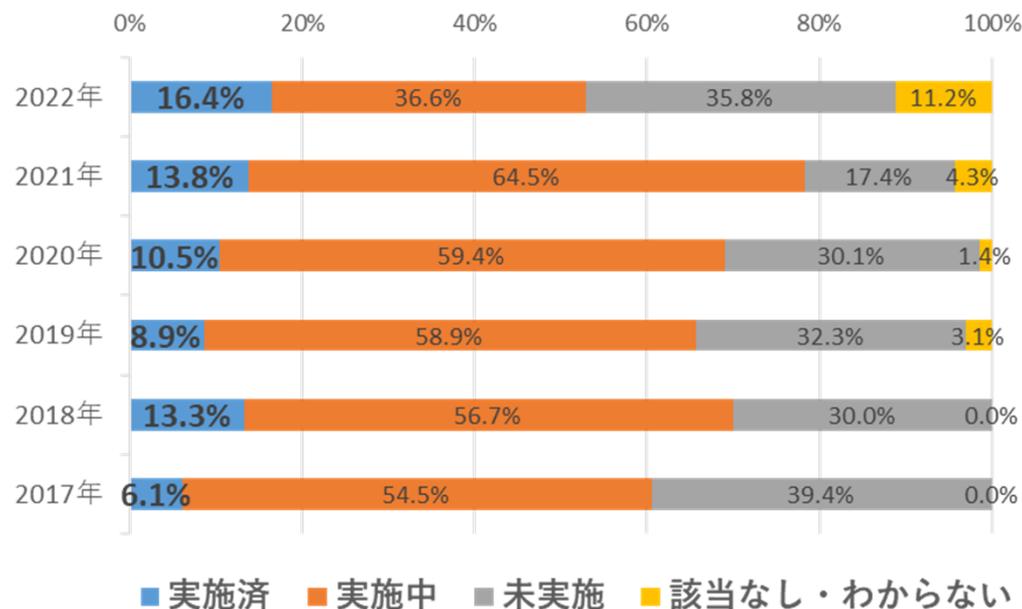
参考3 受注側の保管費用の負担のルールの整備について

※2019年度より「該当なし」が追加、2022年度「わからない」に変更



参考4 型の返却や破棄の基準のルールの整備について

※2019年度より「該当なし」が追加、2022年「わからない」に変更



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・下請代金の支払いについて、31.5%の企業が全て現金払いで、他68.5%は手形等の取引が存在している。
- ・手形支払のサイトの内、振興基準で定める60日以内を達成している割合は14.1%のみ。90日以内が31.3%で、120日以内（超を含む）の長期手形サイトによる取引は54.5%となっている。なお、すべて手形払いが16.1%（昨年度2.1%）と高率となった理由は、今年度の設問設定に手形にファクタリングを含める、とあったためと推測される。
- ・ただ、昨年度の全て現金は10.6%だったため、20.9%増と大きく改善した。また、手形サイトは、昨年度の60日以内（30日以内含む）8.2%、90日以内19.7%、120日（超を含む）は72.1%と比較して、長期サイトの割合が改善されるも依然半数を超える手形が120日の長期サイトとなっている。（参考5.6）

・下請代金の支払いについて、手形等の割合およびサイトについて（図13、図14）

図13 下請代金をが手形等（ファクタリングも含む）で支払われている割合について（n = 143）

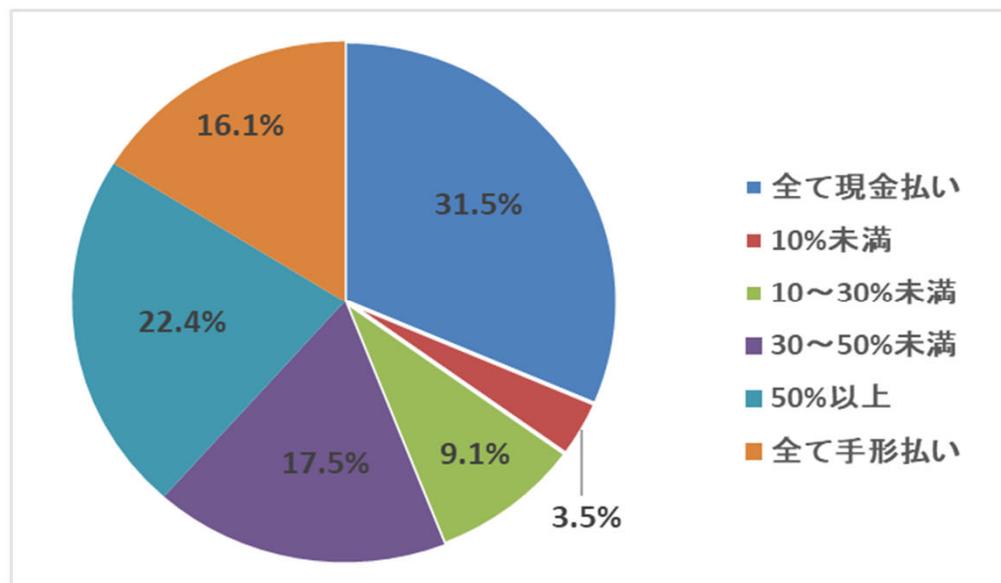
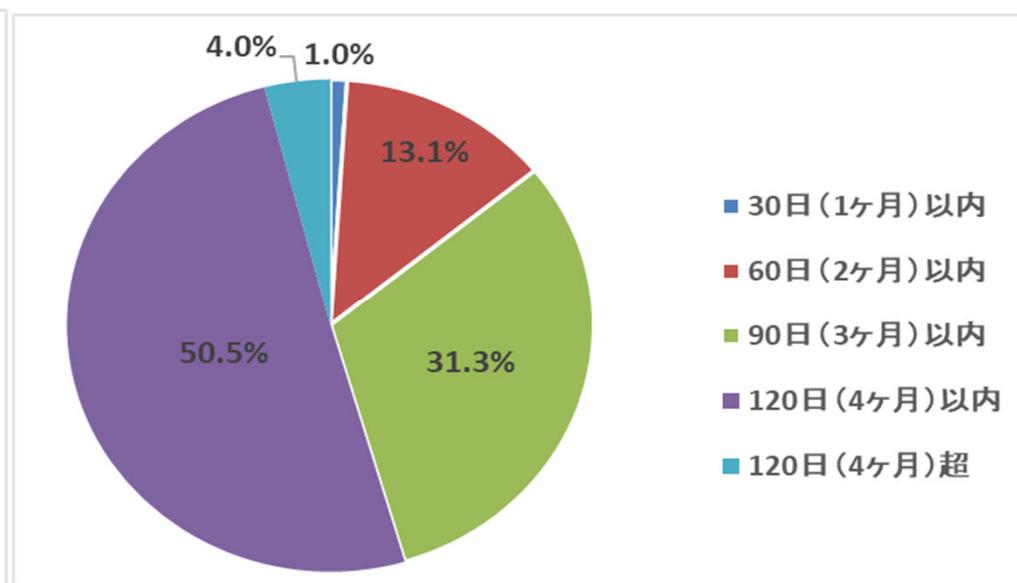
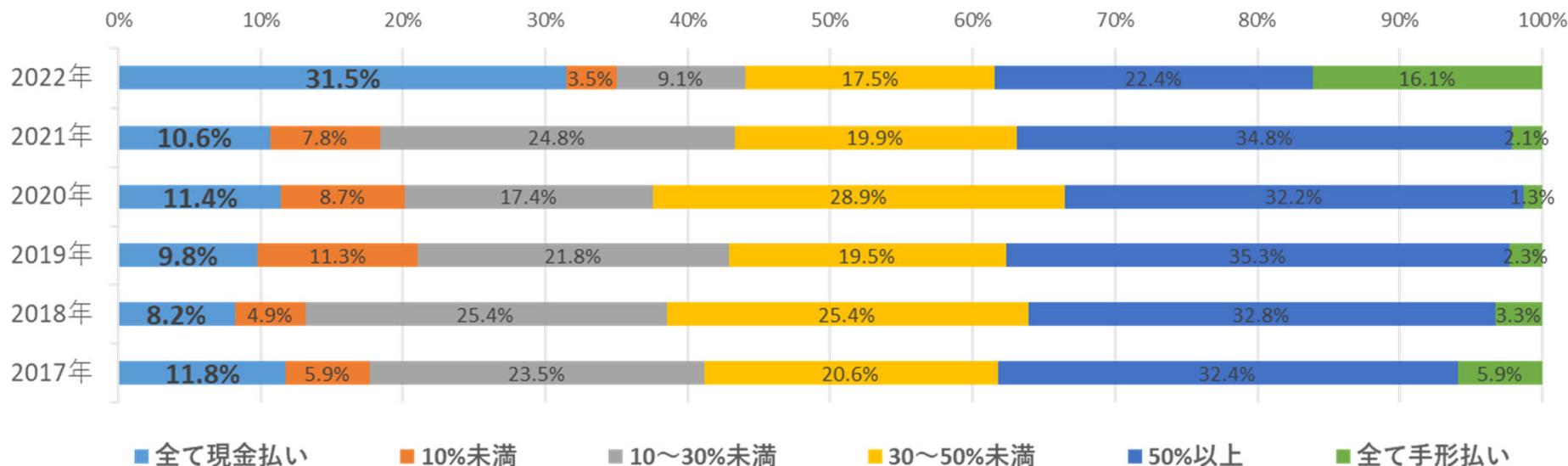


図14 下請代金の支払いの手形等のサイトについて（n = 99）

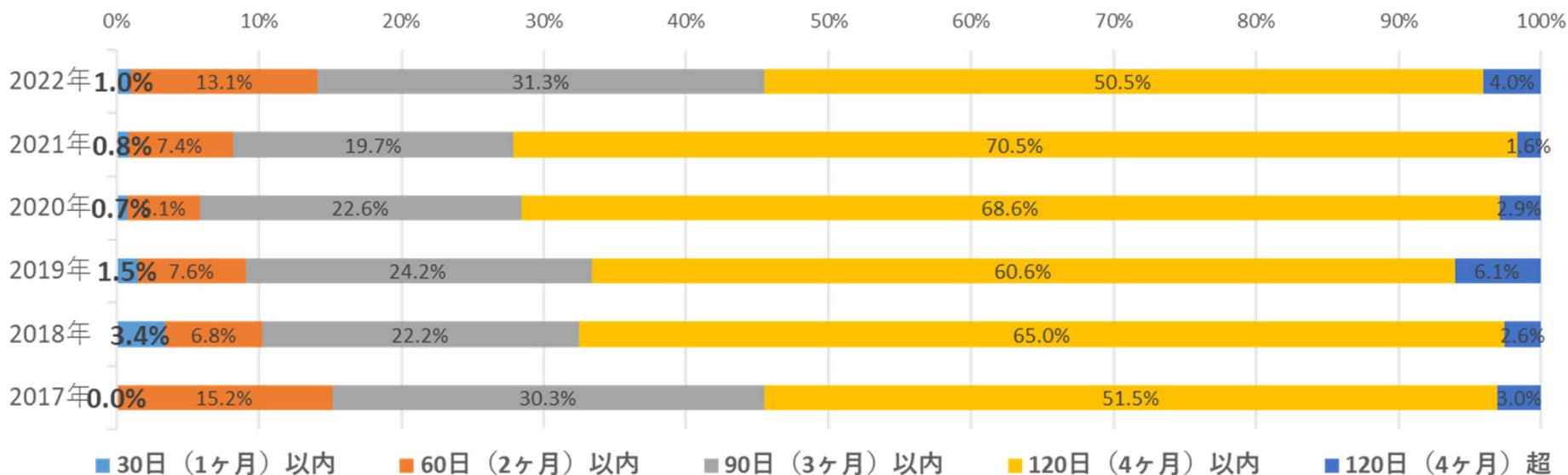


【参考】 下請代金支払状況過去推移

参考5 下請代金を手形等で支払われている割合について



参考6 下請代金の支払いの手形等のサイトについて

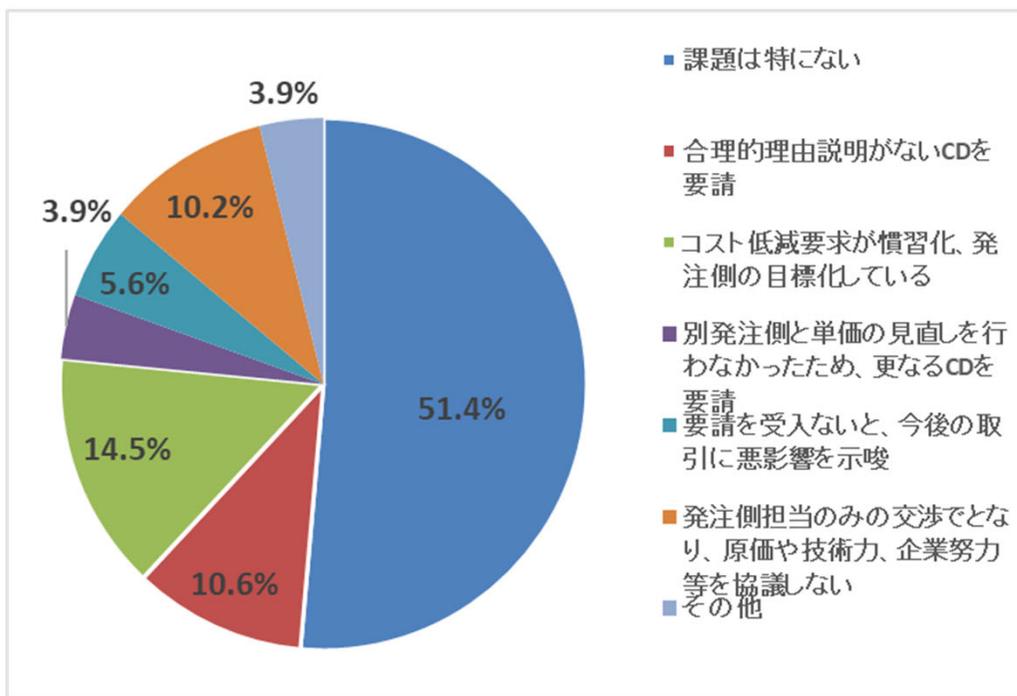


【参考】原価低減要請および型削減促進の課題

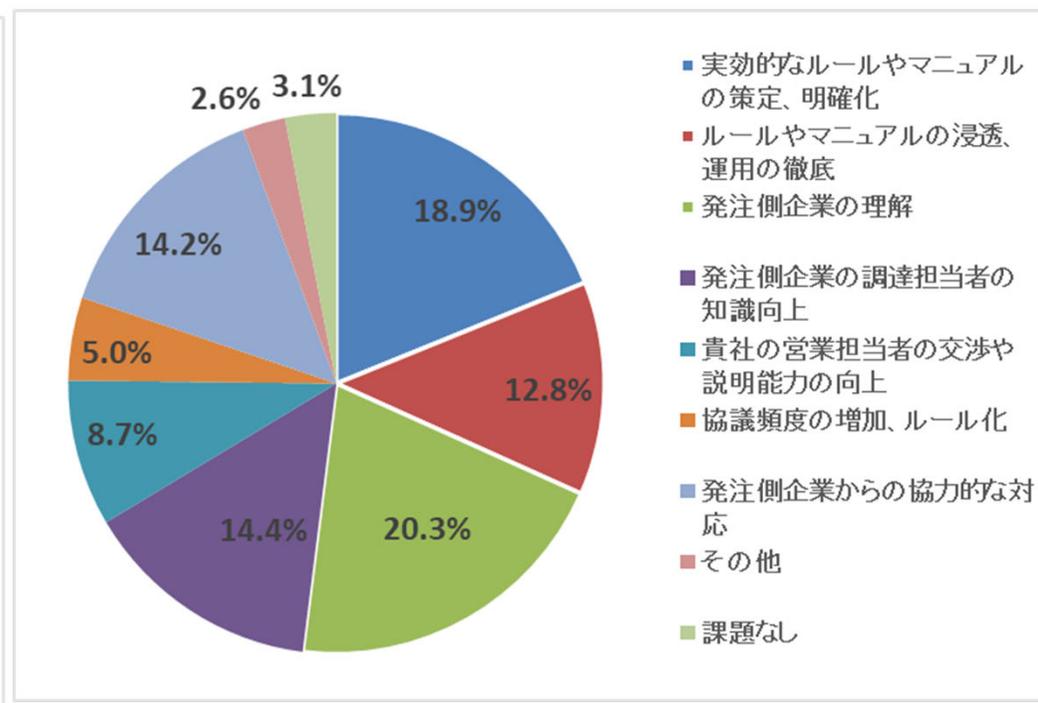
【分析結果・今後の課題】

- ・原価低減要請に関する課題について、半数は課題はないと回答したものの、「コスト低減の慣習化・目標化」14.5%、「合理的説明がない」10.6%、「担当のみの交渉で技術力や企業努力の協議なし」10.2%となっており、発注側ペースの交渉となっている実態がわかる。
- ・型削減を促進させるための課題として、「発注側の理解」20.3%、「ルール・マニュアルの明確化」18.9%、「発注側担当者の知識向上」14.4%、「発注側の協力」14.2%となっている。政府の施策である型取引の適正化推進協議会報告書や当協会作成の「鋳物貸与模型の取り扱いに関する覚書」を活用しながら、発注側に一層の理解を深める必要がある。

参考7 発注側の原価低減要請についての課題
(複数回答・n = 179)



参考8 型削減を促進するための課題 (複数回答・n = 423)



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：709社（うち、資本金3億円超の大企業59社）
- ・ 宣言企業数：67社（うち、資本金3億円超の大企業22社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：9.5%
- ・ 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：37.3%

【今後の取組】

会員企業には、受注先となるケースが多いが、型の製造や鋳物製品を取引先（下請け）に発注し、発注先となるケースも多いため、「取引条件のしわ寄せ」防止や共存共栄の関係の必要性から、全会員企業への周知徹底（お知らせメール等）を図るとともに各種会合において、引き続き積極的な宣言の作成・公表を推進していく。

5. これまでの取組（普及活動等）

- ・ 2022年7月の振興基準改定に伴い、策定された素形材産業取引ガイドライン、自主行動計画等について、協会内の各種会合、情報伝達ツールにて周知し、情報交換会を2022年度は4委員会・部会において計16回実施した。
- ・ 会長名文書として「健全な取引ならびに安定供給に向けたお願い」を例年1回発出し、取引ガイドライン等による取引適正化の推進を図っている。なお、今年度は電力料金の高騰、円安、ウクライナ情勢等に伴うあらゆる費用や労務費上昇に主眼を置いた。
- ・ 「価格決定方法の適正化」では、ユーザー企業とのエネルギー価格、労務費上昇分の転嫁交渉の際、会員企業から収集した成功事例を共有化し、これまでの労務費交渉や転嫁状況の調査の実施ならびに情報交換を実施した。
- ・ 協会が定期的に調査している景況調査の中に価格転嫁に関する設問を設定し、会員の取引適正化状況ならびに困りごと状況の把握を行った。

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・取引適正化について、会員企業への周知、各種会合において情報交換を実施し、取組を共有し適正取引を推進していく。2023年度は4委員会・部会で年4回の計19回実施予定。
- ・今年度改定された下請中小企業振興法「振興基準」、素形材産業取引ガイドラインをはじめ、未来志向型取引慣行に向けて、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ、下請代金の支払手段について（令和3年通達）等の取引適正化への積極的な活用を推進する。
- ・会員企業のパートナーシップ構築宣言企業を増やし、発注先としての取引適正化を推進する。
- ・協会の改訂版「鋳物用貸与模型の取り扱いに関する覚書」（令和3年策定）により経産省の「型の適正化推進協議会報告書・覚書」、型管理適正化マニュアルの積極的な活用により型取引の適正化を推進する。
- ・取引適正化に関する成功事例の共有化を図り、取組みが不十分な会員企業への浸透を図り、特にエネルギー価格、労務費のコストへの反映を実現する。